

令和 6 年第 12 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 6 年 12 月 18 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第32号	農業振興地域整備計画の変更に係る協議について	4件
議第33号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1件
議第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議第35号	農地の形状変更届について	1件
報第19号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	4件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和 6 年第 12 回農業委員会総会を開会する。本日は、10 番 梶田達行委員から欠席の連絡がありましたので 15 名中 14 名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、11 番 右高一朋 委員、12 番 若尾武彦 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 32 号「農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程する。議第 32 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業振興地域整備計画の変更について協議の申し入れがあったもの。今回は農用地区域の除外を行うもの。除外地番は■■■■■■■■■■■■■■■■番、427 m²及び■■■■丁目■■■■番 1,546 m²。これにより農用地区域面積が 120.2237ha から 120.1264ha に変更となるもの。

以降各筆の除外理由等について説明

続いて、農用地から農業用施設用地への変更を行うもの。変更箇所は■■■■丁目■■番 1,953 m²、■■■■丁目■■番■■。1,878 m² 箇所合計 2,831 m²

以降各筆の変更理由等について説明

議長 議第 32 号事案の 1 について、地元委員から意見があれば発言願う。

8 番 事案の 1 について、この申請者の家が傾斜地にあるなどの問題があるのは理解している。しかし■■■■氏は分家住宅建設の為と言い、自身の家がある状況であえて■■氏の名前で家を建てる必要があるのかがわからない。家を作っても売ってしまう事も可能だと思う。なぜ実際に住む人の名前で申請されないのか疑問である。この人の人柄としては、建物を作ってから近隣のトラクターの音がうるさいという事を言うタイプの人。

事務局 分家住宅については、娘さんが名古屋のマンションの老朽化を理由に家を建てられるという事で、娘さんが家を建てるという前提で、計画図などを提出いただいている。除外の申請は■■氏であるが、家を建てるのはあくまでも娘である。直系の家族であれば手続きは問題ない。

議長 ■■氏は土地の所有権を孫など直系家族にするなどの話はないか。

事務局 将来的な手続き予定は、現時点では不明である。今後の農地転用の手続きで判明してくると思われる。

農振除外については、できる条件というものが定められており、要件の一つに、「その土地でないと以って変えることが困難である認められること」というものがあり、その例示として今回の議題に挙がっている、「農家の分家住宅の用地は認められる」というものがガイドラインに示されており、今回のケースは該当するものと想定している。

8 番 皆なんとかして農地を手放したいという気持ちがある。今回もそういう事になるのではないか。

11 番 要するに、農振除外した後の土地を分筆などして半分人に貸すとかそういう抜け道の様な事ができるのかという事である。

事務局 農振除外になったとしても、調整区域であるので建物が建てられるかは別問題である。今回のケースはあくまでも農家の分家住宅を建てるという事で、開発指導課では許可を出すという事になっているので、除外後に勝手に他の人が別用途に利用するなどはない。

議長 皆が抜け道を抜ける事を考え、そういった行為が連鎖する様な事があつては困るという事だが、農振除外しただけでは、勝手な事はできないということになる。

事務局 開発指導課のチェックが何度も入るので、抜け道となる事はない。

6 番 さきほど話の6要件について教えて欲しい。

事務局 農業振興地域の整備に関する法律 第13条第2項の要件について説明

6 番 説明を聞くと要するに、「周りの営農に悪影響が無いか」という事だと思うが、そこは大丈夫なのか。

事務局 今回の案件については、相談を受けた時点で、現地確認を行っており、農地への影響が少ない事は確認している、血縁関係についても住民票・戸籍謄本等を確認している。マンションの老朽化についても契約書などにより確認している。

6 番 事務局の説明は了解した。ただ、最初にこの話を地元農業委員にして一緒に現場確認をするべきだと思う。

事務局 来年度以降は、その様な方法をとらせていただく。現在、JAにも確認をとっているところ。今後も協議を重ねて農振除外がなされるかの決定がされる。

議長 抜け道を抜けられない様に、農業委員会も行動しなければならない。地元農業委員への確認は今後、行ってもらおうとよい。他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 32 号事案 1 について採決を行う。議第 32 号事案 1 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 32 号事案 1 は承認することに決定する。

議長 次に議第 32 号事案の 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 この議案については、■■■■■さんから、私に相談があった。この件については、農林グループの担当者にも話をするよう伝えていたものでこの農地の除外については問題になる事は何も無いと考えている。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 32 号事案 2 について採決を行う。議第 32 号事案 2 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 32 号事案 2 は承認することに決定する。

議長 次に議第 32 号事案の 3 について、地元委員から意見があれば発言願う。

3 番 目的が乾燥調製施設で、要するにもみすりである。近隣住宅への粉塵やボイラーの騒音が心配だったが、近隣住宅からは同意を得ているということなので、問題は無いと思われる。

1 1 番 乾燥機については、以前のライスセンターに私も関わっていた。隣の人がうるさい人だったので気をつかった。騒音、粉塵に対しては色々ある事だから、新しく建てる建物なので近隣住人には気をつけてもらわなければならない。

8 番 以前、姫のライスセンターでも粉塵の件で 5、6 年揉めていたことがある。その点はアドバイスどおり気を付けてもらいたい。側溝は、点検ができるような作りにしておいた方が良い。また、土砂を出すスペースが必用となるだろう。

議長 ■■■氏もそういった事は理解していると思うが、農業委員からアドバイスをしてあげて欲しい。他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 32 号事案 3 について採決を行う。議第 32 号事案 2 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 32 号事案 3 は承認することに決定する。

(全員挙手)

議長 次に議第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 33 号について事務局より説明願う。

議長 議第 33 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

11番 会いに行ったときは留守であったが、畑を綺麗にやってみえた。問題はないと思われる。

5 番 ■■さんに実際に会った。ずっと所在地で農業を行っている話を聞いた。問題はないと思われる。

議長 他に発言はないか。

委員（発言なし）

議 長 他に発言がないので、議第 33 号について採決を行う。議第 33 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 33 号は承認することに決定する。

事務局 議第 35 号「農地の形状変更届について」を受理した事を報告する。

[illegible]

[illegible]

(発言なし)

(閉会 午後 3 時 50 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	藤井	憲
書記	岡田	聡

令和 6 年 12 月 18 日

議事録署名

11 番

12 番

議長